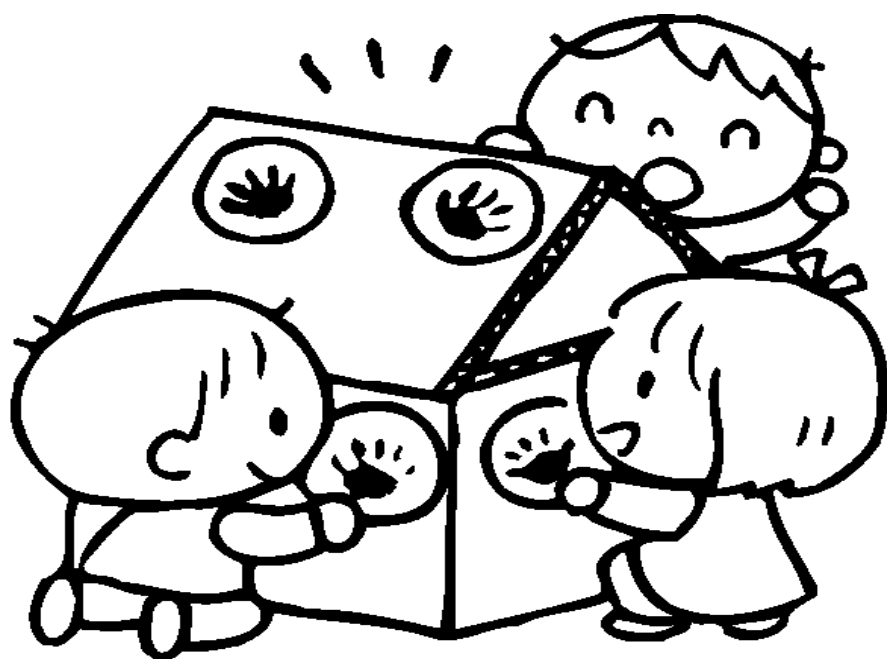


令和8年度 幼児教育・保育施設 入所のご案内



藤枝市
Fujieda City



■ 申し込みにおける注意事項

必要書類を全てご準備してから提出してください。また、記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。

※必要書類はすべて回収するため、コピーをするなどして各自控えをとっておくようお願いします。

■ 令和8年度歳児一覧（令和8年4月1日時点の年齢が基準となります）

歳児	生年月日
0歳児	2025（令和 7）年4月2日 ～
1歳児	2024（令和 6）年4月2日 ～ 2025（令和 7）年4月1日
2歳児	2023（令和 5）年4月2日 ～ 2024（令和 6）年4月1日
3歳児	2022（令和 4）年4月2日 ～ 2023（令和 5）年4月1日
4歳児	2021（令和 3）年4月2日 ～ 2022（令和 4）年4月1日
5歳児	2020（令和 2）年4月2日 ～ 2021（令和 3）年4月1日

memo





はじめに

■ 保育施設の見学 ～見学をしてから申し込みましょう～

各保育施設では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。園によってはお子さまの年齢などによって保育時間の短縮などをお願いしている場合がありますので、申し込みの前に入所を希望する施設にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子の見学や保育時間の確認などをしておくことをお勧めします。

★園によっては見学を必須とするところもありますので、12～15ページをご確認ください。
⇒希望している園の園見学必須欄に○がついている場合は、園見学をしてからお申し込みください。

園が指定する駐車場を利用するとともに、送迎ルートが定められている場合がありますので、園のルールに従ってください。

■ 慣らし保育について ～入所した初日から慣らし保育が始まります～

通常、入所後の1週間程度は午前中のみの保育となり、徐々に保育時間を長くしていき、3週間程度で1日保育へと移行します。

そのため、仕事復帰日の前月の1日から入所希望日として申し込みをすることが可能です。
(慣らし保育も通常の保育料がかかります。)

なお、慣らし保育の期間については個人差もありますので、入所が決まった園と相談しながらすすめてください。

慣らし保育はお子さんにとって大切なものです。この期間は、保護者のお迎えの時間が早くなりますので、送迎に支障のないよう勤務先等の理解を得るようにしてください。

(例) 仕事復帰日と入所希望日

復帰日：6／1 → 5／1～(入所希望可)

復帰日：6／15 → 5／1～(入所希望可)

■ 保育料以外の費用負担金について

施設によって、制服や保育用品、保護者会費、絵本代、入園料等、保育料以外にも実費負担が発生します。詳しくは、入所を希望する施設へ事前に確認してください。

■ 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がい、食物アレルギー、発育、発達に心配のあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、申し込み時にこども課へ必ず相談してください。(※)

また、お子さんの心身の状態や発育、発達についてご心配な点がある場合は、申し込みの際、「児童状況調査票」に必ず記入してください。(市外から藤枝市の園を申し込む方も藤枝市の様式をご準備いただき、ご提出ください。)

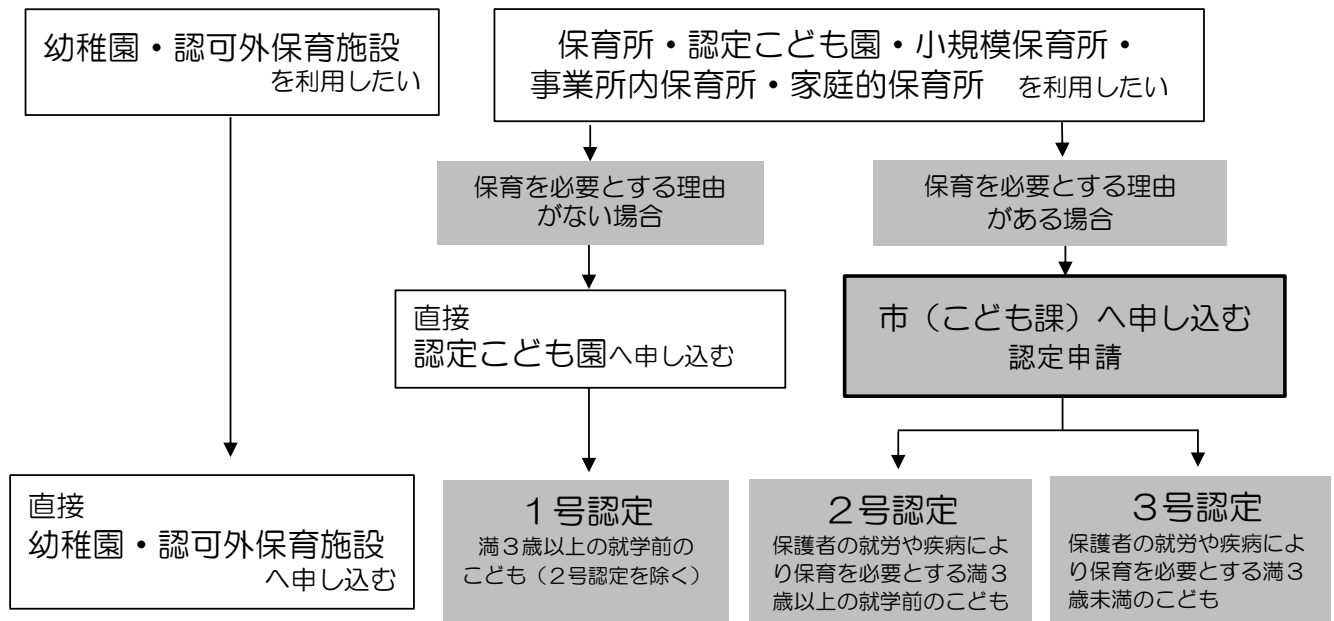
園生活において、配慮が必要となる可能性も考えられます。より安全に保育をするため、事前に親子面接を行う場合があります。

利用調整にあたり、関係機関等に情報を共有させていただく場合がございますので、ご了承ください。

※前島保育園・みわ保育園では、医療的ケアを必要とするお子さんの入園について配慮しています。
詳しくはこども課へお問い合わせください。



1. 利用手続きのながれ



2. 入所の対象となる児童

■ 申し込みできる児童

保護者のいずれもが、次の（１）～（８）のいずれかに該当するため、家庭で保育することができない児童です。保育を必要とする証明については児童の保護者の書類が必須となります。

また、世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる６５歳未満の方全員の書類の提出をお願いします。

（上記下線部で下記理由に該当しない場合、書類の提出は不要です。）

保育を必要とする理由	保護者の状況	入所できる期間
（１）就労している	１か月に６４時間以上仕事をしている	就労が継続している期間
（２）産前・産後	妊娠中または出産後間がない	出産前２か月・出産当月・出産後３か月の合計６か月以内
（３）疾病・障害	病気または心身に障害がある	家庭で保育が可能となるまで
（４）介護・看護	同居または長期（概ね６か月以上）入院等している親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
（５）災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終了するまで
（６）求職活動	求職活動（事業準備を含む）を継続的に行っている	３か月以内（入所後３か月以内に就労証明書を提出してください）
（７）就学	学校に在籍または職業訓練学校において職業訓練を受けている	在学期間
（８）虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間

■ 募集する人数について

保育施設が受け入れ可能な人数となります。希望する保育施設において、受け入れ可能な人数の上限に達している場合でもお申し込みいただけますが、在園児の退所等により受け入れが可能になるまではお待ちいただくことになります。保育施設の入園希望者が入園可能人数（受入枠）を超過する場合、選考により入園ができない場合があることをあらかじめご了承の上、書類提出をお願いします。

■ 保育施設入所にかかる利用調整について

児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされる児童から入所決定となります。こども課へお申し込みの際に、家庭状況等の聞き取りを行い、点数化することにより、利用調整をいたします。

3. 一次、二次申請について（入所希望月：令和8年4月～令和8年12月※）

■ 一次申請について

①申請時期 令和7年9月9日～10月11日	受付窓口：藤枝市役所 子育て課（所要時間：約20～30分） 必要な書類（5ページ参照）を全て準備してから 提出してください。 ※郵送やメールでの提出はできません。
②審査結果通知 令和8年1月下旬 発送予定	【認可保育所・小規模保育所に内定した場合】 子育て課から結果通知をご自宅へ郵送します。 【認定こども園に内定した場合】 こども園から結果通知をご自宅へ郵送されます。 ※結果通知が認可保育所・小規模保育所より数日遅くなることがあります。ご了承ください。 【保留の場合】 子育て課から「保育所入所保留通知書」をご自宅へ郵送します。 ※市外園を希望する場合は結果通知が遅くなりますのでご了承ください。
③入園説明会等 令和8年2月下旬～3月上旬	②に同封されている資料に従って説明会へご参加ください。 ※園によっては親子面接を実施する場合があります。
④入園前連絡 入所予定月の1か月前	5月以降入所内定者には、入所予定の前月に入所予定園より電話連絡があります。（状況確認もさせていただきます）

■ 二次申請について

令和7年10月11日（一次申請締切）までに子育て課へ申請をご提出されていない方で、**令和8年4月～令和8年12月※に入所を希望されている**場合は、二次申請にてお申し込みいただくことになります。
（その時点で受入枠に空きがない園への申し込みも可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

申請期間	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和7年10月14日～令和8年1月23日	令和8年2月4日～13日	入所可能な場合のみ子育て課から電話連絡をします。

※一次、二次申請は令和9年1月～3月入所の受付をしていません。三次申請からお申し込みください。

4. 三次申請（随時申請）について

令和8年1月23日（二次申請締切）までに子育て課へ申請をご提出されていない方で、**令和8年4月～令和9年3月に入所を希望されている**場合は、三次申請にてお申し込みいただくことになります。
（その時点で受入枠に空きがない園への申し込みも可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

入所希望月	申請締切日	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和8年4月	令和8年2月27日	令和8年3月3日～9日	入所可能な場合のみ入所施設から電話連絡があります。連絡を受けてから入所日までに園でオリエンテーションを受けてください。 ※市外園に入所可能となった場合は、子育て課から電話連絡をします。市外からお申し込みをされた場合は、お住まいの市区町村を通して審査結果をお伝えさせていただきます。
令和8年5月	令和8年3月31日	令和8年4月2日～8日	
令和8年6月	令和8年4月30日	令和8年5月7日～13日	
令和8年7月	令和8年5月29日	令和8年6月2日～8日	
令和8年8月	令和8年6月30日	令和8年7月2日～8日	
令和8年9月	令和8年7月31日	令和8年8月4日～10日	
令和8年10月	令和8年8月31日	令和8年9月2日～8日	
令和8年11月	令和8年9月30日	令和8年10月2日～8日	
令和8年12月	令和8年10月30日	令和8年11月4日～10日	
令和9年1月	令和8年11月30日	令和8年12月2日～8日	
令和9年2月	令和8年12月28日	令和9年1月5日～12日	
令和9年3月	令和9年1月29日	令和9年2月2日～8日	

令和9年1月～3月入所希望の方は
三次申請から受付可能です。

一次申請受付期間：令和7年9月9日～10月11日

令和7年

■ カレンダー斜線日は市役所閉庁日です
■ 市役所開庁時間（平日）は8：30～17：15です

	月	火	水	木	金	土	日
9月	8	9 ■一次申請 受付開始	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21 ■申請受付日 (8：30～12：00)
	22	23	24	25	26	27	28
10月	29	30	10/1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11 ■一次申請 受付最終日 (8：30～12：00)	12
10/6～11は特に混雑することが予想されます							
	13	14 ■二次申請 受付開始	15	16	17	18	19
	20	21	22 ■一次申請 変更受付最終日 ■一次申請提出 不足書類受付 最終日	23	24	25	26

変更受付締め切り後の変更につきましては、一切受け付けができません。

提出書類に不備があると審査対象外になりかねません。ご注意ください。

令和8年

1月	1/19	20	21	22	23 ■キャンセル等 受付最終日 ■二次申請 受付最終日	24	25
令和8年1月下旬頃 一次申請審査結果発送							
26 ■三次申請 受付開始	27	28	29	30	引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けません。		
《二次》申請審査期間							
2月	2	3	4	5	6	7	8
《二次》審査の結果、入所可能な場合のみ 随時電話連絡（2/4～13予定）							
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
入園前までに保育施設にて入園説明会や親子面接							
23	24	25	26	27 ■4月入所希望 受付最終日	28	3/1	

5. 申し込みに必要な書類について

必要書類を全てご準備してから提出してください。また記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからのご提出をお願いします。※必要書類はすべて回収するため、コピーをするなどして各自控えをとっておくようお願いします。

■ すべての方に提出していただく書類

提出書類	備考
①教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書	児童1名につき1部
②保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書	1世帯で1部
③児童の状況調査票（市外から申し込む方も必要です）	児童1名につき1部 ※生後3か月未満の児童分の提出は任意
④保育の利用を必要とすることを証明する書類 ※下記参照	(1)児童の保護者（単身赴任の場合も提出） (2)世帯分離にかかわらず同居所に住んでいる65歳未満の方全員分 (2)は下記理由に該当しない場合でも申請可

④保育の利用を必要とすることを証明する書類については下記より1つ選択してください
※ごきょうだいで同時に新規申請をされる場合は、**1世帯につき各1部ずつ**ご提出ください

保育を必要とする理由	提出書類
就労している	就労証明書 ※就労証明書は発行から3か月以内のものが有効になります ※就労している方で週1日以上通院されている場合は、就労証明書に加えて、医師の意見書または直近1か月間の領収証をご提出ください ※自営業として農業をされている場合は、保育を必要とする理由の調査書をご提出ください（就労証明書は不要です）
産前・産後	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかるページ）
疾病	医師の意見書（保育が不可であると証明されているもの）
障害	医師の意見書（保育が不可であると証明されているもの） または、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 医師の意見書（被介護者・看護者分） または、介護・看護を受ける人が手帳等を所有している場合は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
災害復旧	保育を必要とする理由の調査書
求職活動	保育を必要とする理由の調査書
就学	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 学生証のコピーまたは就学証明書等 3. 時間割等の就学時間が分かるもの

■ 該当する方のみ提出していただく書類

提出書類	備考
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ※保育料が減免となる場合があります	保護者・申請児童・同居している方で左の手帳のいずれかをお持ちの場合
独自利用事務の情報連携に関する申告書・同意書 ※窓口にて番号の確認を行うため、マイナンバーカード（コピー可）をご持参ください。	令和7年1月1日及び令和8年1月1日時点で住民票が藤枝市にない場合（市外保育窓口を通してお申し込みされる場合は不要です。転入後のお手続きの際に提出をお願いします。）
転入確約書	【市外からお申し込みの方】 藤枝市に転入予定の場合

6. 利用申込書・同意書の記入例

令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書

藤枝市長

出生前は名字のみ記入

アレルギー・病気・障害等ある場合は必ずここに記入

出生前は予定日を記入

令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書

●利用希望児童の基本情報

児童氏名 藤枝 三郎

生年月日 令和8年4月1日現在 0歳

健康状態 良好・虚弱・病気・障害・アレルギー

現在の保育者 家庭・保育所・その他

現住所 〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

就労の場合 保育時間=就労時間+送迎時間

入所希望期間 令和8年7月1日から 令和8年7月末日まで

入所後の送迎 送り 父・母・祖父母・その他 車・自転車・徒歩

迎え 父・母・祖父母・その他 車・自転車・徒歩

産前産後の場合 産前2か月+出産当月+産後3か月

この日から慣らし保育が始まります。

希望している園のみ審査にかかりますので、通える範囲の園をできるだけ多く希望することをお勧めします。
 (12~15ページ 参照) ※よくある質問と回答を19~21ページに掲載していますので参考にしてください。
 保育施設では、それぞれの特色を生かした保育を行っています。園によってはお子さまの年齢などによって保育時間の短縮などをお願いしている場合がありますので、申し込みの前に入所を希望する施設にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子の見学や保育時間の確認などをしておくことをお勧めします。

●申請前に見学を必須とする園もあります。送迎時の経路や交通状況などを確認しておくことも大切です。

※必ず至る施設は内定が出た後に確実に通園できる園のみ希望してください			※第6希望以降で、希望順位が記入されている場合は全てをマゼツクと読み替えます		
小規模保育所(0~2歳児)			認可保育所(0~5歳児)		
A保育園	5	D保育園	G保育園	1	Jこども園
B保育園	3	E保育園	H保育園	4	Kこども園
C保育園	2	F保育園	I保育園		Lこども園

3歳以上であれば幼稚園・こども園1号(新2号申請)も検討していただくことができます。(16ページ参照)
 1号と2号の併願ができない施設もありますので、希望園へ事前にご確認ください。

●全ての希望園に入所できない場合 (いずれかにチェック)

幼稚園・こども園1号で入園予定(3歳以上) ※各自園へ申請が必要です

□ 申込済 (園名:)

□ 申込未

育児休業延長予定(育児休業復帰予定の方)

令和8年8月から令和9年3月まで

育児休業の延長も許可できる。(※利用調整にあたり減点となります。)

就労時期延期予定 (求職中の方)

希望園を追加する

その他

●利用希望児童の保護者の状況 (年齢は記入)

保育を必要とする理由を選択、またそれを証明する書類を提出(5ページ参照)

氏名	生年月日	年齢	保育を必要とする理由
父 藤枝 太郎	2年 6月 1日	35	就労(育休中含む) [就労先: 株式会社ウキョウ] 通院頻度: 〇
母 藤枝 藤子	3年 7月 1日	34	就労(産休・育休中含む) [就労先: 株式会社フジエダ] 通院頻度: 〇

父または母が児童と別居している場合のみ記入

【別居している人】: ☒父 ☐母 【住所】: 東京都 *** 区*****

【理由】: ☐離婚 ☐調停中 ☐未婚 ☐死別 ☒勤務都合 ☐私的理由 【発生日】: 令和7年 5月

未就学児を全員記入 (枠が足りない場合は別紙に記入)

●利用希望児童と同居している未就学児童の状況 (令和8年4月1日時点で小学生以上のきょうだいは世帯状況等調査票に記入)

氏名	生年月日	年齢	性別	状況
藤枝 花子	2年 9月 1日	5	男	申請時点在園名 { ***こども園 1号認定 }
藤枝 二郎	5年 12月 1日	2	女	申請時点在園名 { 小規模保育所***園 }

申請時点で既に入所している場合は園名を記入(こども園の場合は認定も記入)

令和8年度

保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書

保育料（令和８年度前期分）の算定に必要な市民税は、令和７年１月１日時点で住民票があった市町村にて課税されています。

藤枝市外に住民票があった方は、保護者のマイナンバーカードを持参してください。

●転出入に係る住所

☐ 藤枝市から他市へ転出予定(住民票異動日) 転出予定日: 令和 年 月 日 ⇒右欄へ 転出先住所をご記入ください		転出先住所 都・道 府・県	結果送付先 住民票の異動前に 転出先住所に送る場合は✓
☐ 他市から藤枝市へ転入済 ⇒別紙 独自利用事務の情報連携に関する申告書・同意書をご提出ください ※場合によっては課税地の課税証明書等も必要になる場合がございます。		☒ 他市から藤枝市へ転入予定 ⇒別紙 転入確約書をご提出ください	

●**祖父母の状況**（※死亡・音信不通の場合は氏名・生年月日・年齢・状況・住所は未記入で構いません）

	入所児童と同居/別居	フリガナ氏 名	生年月日	年齢	状況
父方祖父	☐ 同居 ☐ 別居 ☒ 死亡 ☐ 音信不通	T・S	月 日		☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害〔病名: 〕 ☐ 介護〔被介護者: 〕
	死亡・音信不通の場合はチェックのみ				
父方祖母	☐ 同居 ☒ 別居 ☐ 死亡 ☐ 音信不通	フジエダ フジエ 藤枝 フジエ	T (S) 43年 6月 1日	57	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害〔病名: 〕 ☐ 介護〔被介護者: 〕
	就労されていても別居の場合や、65歳以上の場合は就労証明書の提出は不要です				
母方祖父	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 死亡 ☐ 音信不通	シスオカ シスオ 静岡 シスオ	T (S) 33年 7月 1日	67	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害〔病名: 〕 ☐ 介護〔被介護者: 〕
母方祖母	☒ 同居 ☐ 別居 ☐ 死亡 ☐ 音信不通	シスオカ シス 静岡 シス	T (S) 42年 11月 1日	58	☒ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害〔病名: 〕 ☐ 介護〔被介護者: 〕
	同居の65歳未満の方は就労証明書の提出が必要です				

●利用希望児童と同居している小学生以上のきょうだい・曾祖父母等の状況(父母・祖父母・未就学児童は記入不要)

児童との 続柄	フガナ 氏 名	生年月日	年齢	状況
☒ 小学生以上の 兄弟/姉妹 ☐ おじ/おば ☐ 曾祖父/母 ☐ その他	フジエダ イチロウ 藤枝 一郎	T・S・H・R 1年 5月 1日	6	☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 ☒ 就学〔就学先： フジエダ●●小学校 〕 ☐ 疾病・障害〔病名：〕 ☐ 介護〔被介護者：〕
☐ 小学生以上の 兄弟/姉妹 ☐ おじ/おば ☐ 曾祖父/母 ☐ その他		T・S・H・R 年 月 日		☐ 就労 ☐ 求職 ☐ 無職 きょうだい別の園でもこの園の組み合わせは 可または不可などの希望を記入してください

●きょうだいと同時に利用申込をする場合 の配慮事項 (該当者のみ記入)

☐ 希望順位が下がっても、きょうだいと同じ園でなければ入園しない	☒ その他 B保育園・E保育園の組み合わせであれば別々でも
☒ きょうだいが別々の園でも、希望順位どおりの園へ入園する	

●生活保

生活保護の状況
適用なし ・ 適用あり
(年 月 日 保護開始)

●本人含む同

☐ 無 ☐ 有	氏 名	障 害	(級)
	児童との続柄	番 号	

●同意書(保護者)

藤枝市長／藤枝市福祉事務所長 様
 施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付費の決定について、藤枝市が保有する私の
 住民基本台帳、市民税情報、生活保護法による被保護世帯に関する資料を閲覧及
 利用者負担額に関する事項について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事
 業の指定・変更等を行うこと、並びに利用調整に関する必要な事項及び
 通知することを同意します。

申請者自署 (父) **藤枝 太郎** 申請者自署 (母) **藤枝 藤子**

7. 保育施設における保育時間

開所時間内で、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭で保育ができない時間において保育者が保護者に代わって保育します。（各園開所時間は、12～15ページ参照）

就労の場合は、**就労時間 + 送迎時間**が保育時間となります。

※3交代制やシフト勤務の方は、毎月保育施設へシフト表の提出をお願いすることがあります。

※就労以外の場合は、それぞれ必要性に応じた保育時間となります。

8. 認定時間について

保育の認定時間については「保育標準時間」と「保育短時間」の区分となります。
区分に応じて保育施設を利用できる時間・保育料が異なります。 ※園によって異なる場合があります

※入所後、就労時間の変更等に伴い、認定時間の変更を希望する際は**希望月の前月15日**（15日が土日祝の場合はその前日）までに「**教育・保育給付認定変更申請書**」を在籍する保育施設に提出してください。

保育短時間 《基本8：30～16：30》

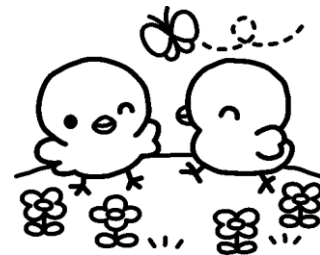
- ・1か月の就労時間が64時間以上120時間未満の方
- ※求職活動の方は基本的に短時間認定になります
- ※保育施設によって指定する時間が異なる場合があります

保育標準時間 《園が指定する最長11時間》

- ・1か月の就労時間が原則120時間以上の方
- ・1か月の就労時間が120時間未満であっても、就労開始または終了時刻などによっては保育標準時間となります。

9. 保育施設の休園日等

- ①日曜日
- ②国民の祝日
- ③12月29日から1月3日まで



また、概ね8月13日から15日を含む1週間は「希望保育」となります。

（保護者の申し出により、希望者のみ保育します。）

土曜日でも保育を実施していますが、保護者が休業日等で、家庭で保育ができる場合には、家庭にて保育となります。

10. 異動等の届出

住所、電話番号や勤務先を退職・変更した場合または世帯構成の異動（結婚、離婚、別居等）など、入所申し込み時の家庭の状況に変更が生じたときは、その都度速やかに保育施設及びこども課に申し出てください。

またその際、新しい就労証明書など、必要な書類等を提出してください。

11. 年度途中の転園について

令和8年度に保育施設入所後、**市内転居や転職等、特別な理由により転園を希望する**場合は、在籍園に申し出ていただき、「年度途中転園希望申請書」記載の留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。

転園希望者・新規入所希望者が保育施設の受け入れ可能人数よりも多い場合は、利用調整点をもとにした審査を行い、転園可能な場合のみこども課より電話連絡をいたします。

※申請書ご提出後に、転園の意志がなくなった場合はすみやかに申し出てください。

※連絡後のキャンセルは受け付けできません。

1 2. 退所について

家庭の状況が変わったことで、“保育を必要とする理由”（2ページ参照）に該当しなくなった場合には、退所の対象となります。退所する月の前月末までにこども課に申し出るとともに、在園している園で退所手続きをお願いします。

入所後、毎年秋頃に現況届の提出があります。保育の必要性が継続されているかの確認のために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たしていない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

また、1ヶ月以上の長期にわたり登園しない場合は、退所となることがあります。

■ 育児休業について（育休延長については21ページQ.19も参照）

既に入所している児童がいて、第二子以降出産にあたり保護者が育児休業を取得した場合 **第二子以降が1歳を迎えた次の4月までの入所及びそれに伴う職場復帰に限って、**在園児の継続入所を認めます。

あらかじめ育児休業を上記以降も取得される場合は、保育の必要性がないと判断し、入所している児童は、産後3ヶ月で退所していただくことになります。

例) 令和6年9月1日生まれの場合

令和8年4月入所、保護者は令和8年5月中までに職場復帰なら在園児の継続OK

■ 藤枝市から他市町村へ転出する場合



転出した日の属する月の月末までは保育できます。

転出した翌月以降（月初め1日を入所日とする）も保育施設の継続を希望する場合は、転出先の市町村に広域入所の申請をする必要があります。（下記1 3を参照）

1 3. 広域入所（市外の園への申請、市外からの申請）について

① 藤枝市にお住まいで市外の園を利用希望

⇒あらかじめ利用希望先の市区町村に提出書類や提出期限を必ずご確認ください。

申請書類：藤枝市の必要書類一式 ＋ 利用希望先の市区町村が求める書類※

提出先：藤枝市こども課窓口

提出期限：利用希望先の市区町村での申請締切日（市を通じての申請になりますので、申請締切日の1週間前には藤枝市の窓口にご提出ください。）

※利用希望先の市区町村の様式で提出必須の書類や課税証明書等が必要な場合がありますので必ず事前に利用希望先の市区町村にご確認ください。

② 藤枝市以外にお住まいで藤枝市の園を利用希望

申請書類：お住まいの市区町村の必要書類一式 ＋ （藤枝市の様式で）児童状況調査票
（転入予定の方は藤枝市の様式で）転入確約書

提出先：お住まいの市区町村の保育窓口

提出期限：〈一次申請〉お住まいの市区町村の一次申請期間内※にご提出いただければ、藤枝市の一次申請として受け付けします。（21ページ参照）

※お住まいの市区町村の一次申請期間が11月を過ぎる場合は、お住まいの市区町村及び藤枝市こども課にご相談ください。

〈二次申請以降〉**藤枝市の申請締切日必着**（3ページ参照）

お住まいの市区町村を通じて藤枝市に必要書類が届く必要がありますので、締切日より余裕をもってご提出ください。

● 転入予定の方へ

【注意事項】転入予定の方は入所の前月末日までに転入手続きを行い、藤枝市こども課窓口にお越しください。改めて藤枝市民として認定申請が必要になりますので、保護者のマイナンバーカードを持参してください。

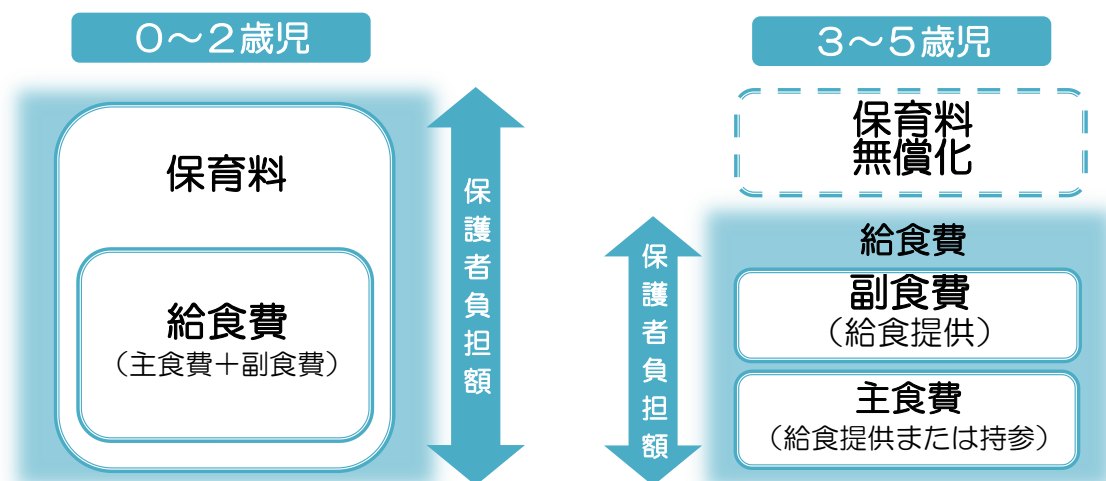


1 3. 保護者負担金について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児から5歳児のクラスのすべてのこどもの保育料が無償となりました。

3歳児から5歳児の給食費については無償化の対象となりません。

ただし、世帯状況によっては給食費のうち副食費の支払いが免除される場合があります。



(1) 保育料の算定 (0～2歳児のみ)

保育料は保育の必要量(標準時間・短時間)、世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっております。

原則として、父母の市民税額を基礎とします。父母の合計収入が年間120万円に満たず、祖父母等と同居している場合は、いずれか収入の高い方の市民税額を合算して算定します。

算定をするにあたり、税情報が確認できない場合は保育料が満額になる可能性があります。

また、母子・父子世帯又は在宅障害児(者)と同居している世帯は保育料が減免となる場合があります。

算定対象年度の市民税の納税先が藤枝市外の場合は、マイナンバー制度に基づく情報連携により他の行政機関から直接課税情報の入手をいたしますが、未申告などで正常な情報が得られない場合には課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

■ 令和8年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度市民税額により算定					令和8年度市民税額により算定						

※保育料については、一覧表を11ページに掲載していますが金額を変更することがあります。

(2) 保育料の支払い (0～2歳児)

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
認可保育所	口座振替	藤枝市	毎月27日 (再引落は翌月11日)
小規模保育所・家庭的保育所 事業所内保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

(3) 副食費の支払い (3～5歳児)

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
公立保育所※	口座振替	藤枝市	毎月27日 (再引落は翌月11日)
私立保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

※藤枝市内の公立保育所は園で主食提供がありますので、主食費と副食費を合わせた「給食費」の引き落としとなります。

3号認定用(0～2歳児)

令和5年4月より、きょうだいの年齢制限を撤廃し、同一生計※であれば、
第2子保育料半額、第3子以降保育料無償となりました。
※保護者が実際に監護し、生計が同一の場合

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層	定 義		短時間	標準時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		1 段目 第1子 0	0
B	市民税非課税世帯		2 段目 第2子 0	0
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	5,800 0 0	6,000 0 0
C2		上記以外の世帯	11,700 5,800 0	12,000 6,000 0
C3	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C4		上記以外の世帯	15,700 7,800 0	16,000 8,000 0
C5	市民税所得割額 57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C6		上記以外の世帯	20,600 10,300 0	21,000 10,500 0
D1	市民税所得割額69,000円未満の世帯		23,500 11,700 0	24,000 12,000 0
D2	市民税所得割額79,500円未満の世帯		25,500 12,700 0	26,000 13,000 0
D3	市民税所得割額97,000円未満の世帯		28,500 14,200 0	29,000 14,500 0
D4	市民税所得割額115,200円未満の世帯		31,400 15,700 0	32,000 16,000 0
D5	市民税所得割額133,500円未満の世帯		35,300 17,600 0	36,000 18,000 0
D6	市民税所得割額153,400円未満の世帯		38,300 19,100 0	39,000 19,500 0
D7	市民税所得割額169,000円未満の世帯		41,200 20,600 0	42,000 21,000 0
D8	市民税所得割額180,500円未満の世帯		44,200 22,100 0	45,000 22,500 0
D9	市民税所得割額200,000円未満の世帯		47,100 23,500 0	48,000 24,000 0
D10	市民税所得割額239,000円未満の世帯		49,100 24,500 0	50,000 25,000 0
D11	市民税所得割額301,000円未満の世帯		54,000 27,000 0	55,000 27,500 0
D12	市民税所得割額397,000円未満の世帯		58,900 29,400 0	60,000 30,000 0
D13	市民税所得割額397,000円以上の世帯		70,700 35,300 0	72,000 36,000 0

備考

- 教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる特定被監護者等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 特定被監護者等のうち最年長者である保育認定子ども この表の上段の金額
 - 特定被監護者等のうち2番目の年長者の保育認定子ども この表の中段の金額
 - 特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である保育認定子ども この表の下段の金額
- D1階層及びD2階層(市民税所得割額が77,101円未満の場合に限る。)に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯にあっては、C5階層の利用者負担額を適用する。

■ 小規模保育所A型

小規模保育所・家庭的保育所・事業所内保育所は、**3歳の誕生日を迎えた年度末まで**利用できます。

*★印の施設は、状況に応じて5歳児まで利用できます。

*募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

*園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は14ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の 指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	チャイルド・ムリリ-薮田園	下藪田398-4 638-1535	12人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
2	もりのいえ保育園	八幡986 646-7122	6人	1歳児～ 2歳児	7:00～19:00 7:00～17:00		
3	らんらん保育園	南駿河台4-3-3 643-4109	15人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		
4	あいキッズランド たぬま園	田沼3-20-28 636-6751	19人	3か月～ 2歳児	7:15～18:45 7:30～17:00		
5	あいキッズランド みなみ園	田沼1-16-12 636-2479	19人	3か月～ 2歳児	7:15～18:45 7:30～17:00		
6	ほのぼの保育園	東町3-20 641-2744	16人	3か月～ 2歳児	7:00～19:00 7:00～17:00		○
7	みらい保育園	水守1-5-5 644-7900	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		○
8	保育所さぼろ藤枝郡園	郡1-7-21 639-6787	15人	2か月～ (首が座ってから) 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
9	すまいる保育園	城南2-7-22 647-3808	12人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		○
10	すばる保育園	青木2-23-17 641-5578	12人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
11	あおぞらキッズ保育園	高岡1-13-10 637-2811	19人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
12	いちご保育園	高柳2166-15 625-9955	12人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	指定日有	
13	藤枝のんのん保育園	田沼4-1-8 636-7731	19人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
14	Orange Egg (オレンジ イッグ)	上藪田129-2 625-8189	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		○
15	preschool ALICE (プリスクールリス)	岡部町内谷941-31 625-9087	19人	4か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
16	ミキネおひさまの森保育園	駅前1-8-22-101 625-9005	12人	57日目～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
17	古民家保育園かえるの家★	末広4-6-2 625-8545	19人	6か月～ 5歳児	7:30～18:30 7:30～17:00	○	○

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の 指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
18	チャイルド・ルームリ-高洲園	兵太夫938-10 687-9502	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
19	アンテレ保育園	青葉町4-11-25 660-1122	12人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		○ 9:00～ 17:00
20	風の子の家★	岡部町三輪1301-13 667-3453	18人	満1歳～ 5歳児	7:00～19:00 7:30～17:00	○	○
21	キッズルーム・リトルハッピー	高洲5-7 634-1313	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00		○ 8:00～ 17:00

小規模保育所C型 家庭的保育所

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の 指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	つくしんぼ保育園	若王子2-6-23 644-9012	9人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00 -	○	
2	さくらママ	岡出山1-7-17 689-4635	10人	3か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30 7:30～17:00	○	
3	しらゆり保育園	音羽町1-5-32 090-5029-2553	9人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00 -	○	
4	ひまわり保育所	瀬戸新屋432-16 643-6815	9人	3か月～ 2歳児 ※2か月は応相談	7:30～17:00 8:30～16:30	○	
5	わんぱくルーム	天王町3-9-21 080-4546-2034	9人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	8:00～17:00 -	○ 指定時間有	○
6	さくらんぼ保育園	堀之内589 090-1727-5729	5人	4か月～ 2歳児 ※4か月未満は応相談	7:30～17:30 -		○
7	リトルリリー保育室	音羽町1-4-18 054-643-5413	5人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00 -	○	

事業所内保育所

*事業所の従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の 指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	プティ保育園	駅前3-14-14 689-4802	27人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:30		○ 部屋あり
2	平成会ひまわり保育所	南新屋448-17 644-4711	25人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:00		
3	プティ 藤枝南園	田沼1-18-1 625-9434	27人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30 7:30～17:30		○ 部屋あり

■認可保育所

*募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

*園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は14ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

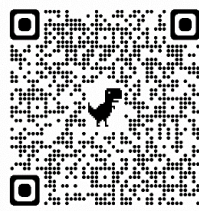
	園名	施設所在地	定員	【平日】開所時間	見学必須	一時 預かり
	設置者名	電話番号		【土曜】開所時間	日付/時間 の指定	
1	藤枝保育園	若王子3-4-33	120人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 四恩会	641-1634		7:00~17:00		
2	青木橋保育園	南新屋224-4	90人	7:00~19:00		
	社会福祉法人 青木橋福祉会	641-0911		7:00~17:00		
3	藤枝聖マリア保育園	下藪田733-1	140人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 聖母福祉会	638-2877		7:00~17:00	指定日有	
4	ひよこ保育園	青南町2-6-66	90人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 ひよこ福祉会	637-0752		7:00~19:00		
5	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2	60人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 聖母福祉会	667-0232		7:00~17:00		
6	ガゼルの森保育部	城南1-5-5	104人	7:00~19:00		○ 部屋あり
	社会福祉法人 ハルモニア	639-7710		7:00~17:00	指定日有	
7	どんぐり保育園藤枝	前島2-12-13	60人	7:00~19:00		
	株式会社 セイワ企画	635-0203		7:00~17:00		
8	あおぞら保育園	高岡4-2-40	89人	7:00~19:00		
	株式会社 みらい	636-2656		7:00~17:00		
9	青葉ひよこ保育園	青葉町3-8-14	60人	7:00~19:00		○ 部屋あり
	社会福祉法人 ひよこ福祉会	637-2777		7:00~19:00	午前のみ	
10	前島保育園	前島3-16-31	150人	7:00~19:00		○
	藤枝市	635-9379		7:00~17:00	指定日有	
11	みわ保育園	岡部町三輪685-2	75人	7:00~19:00		○
	藤枝市	667-0901		7:00~17:00	指定日有	
12	あさひな保育園	岡部町宮島517-1	70人	7:00~19:00		○
	藤枝市	668-0100		7:00~17:00	指定日有	

全園の紹介は以下のQRコードから♪各園で作成し、魅力を発信しています！



認可保育所

認定こども園



小規模保育所
家庭的保育所
事業所内保育所

幼稚園



■認定こども園（２・３号）

* 募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

* 園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は14ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	【平日】開所時間	見学必須	一時 預かり
	設置者名	電話番号		【土曜】開所時間	日付/時間の 指定	
1	青島こども園	小石川町4-1-3	89人	7:00~19:00	○	○ 部屋あり
	学校法人 大雄学園	641-0705		7:30~17:00	指定日有	
2	広幡こども園	鬼島393	96人	7:00~19:00	○	○ 部屋あり
	学校法人 広幡学園	641-2389		7:30~17:30	指定日有	
3	認定こども園藤枝橋幼稚園	北方1130-13	24人 2号のみ	7:30~18:30	○	○
	学校法人 橋学園	638-0753		7:30~17:00		
4	駿河台こども園	駿河台2-13-2	90人	7:00~19:00	○	
	学校法人 法城学園	645-0881		7:30~17:00	指定日有	
5	こばとこども園	瀬戸新屋70	60人 2号のみ	7:00~19:00	○	
	学校法人 法城学園	641-1252		7:30~17:00	指定日有	
6	大洲こども園	大洲2-27-13	90人	7:00~19:00		
	学校法人 大洲学園	635-1591		7:30~17:00		
7	いなばこども園	堀之内520-3	69人	7:00~19:00	○	
	学校法人 稲葉学園	641-2902		7:30~17:00		
8	せとやこども園	本郷225	33人	7:00~19:00		
	学校法人 瀬戸谷学園	639-0057		7:30~17:00		
9	志太こども園	志太2-10-30	78人	7:00~19:00	○	○ 部屋あり
	学校法人 大雄学園	644-7705		7:30~17:00	指定日有	
10	葉梨こども園	下之郷1713-6	90人	7:00~19:00		
	学校法人 葉梨学園	638-0238		7:00~17:00	午前のみ	
11	高洲こども園	高柳2丁目6-1	75人	7:30~18:30	○	
	学校法人 高洲学園	635-0513		7:30~17:00		
12	プメハナ リコこども園	大東町47-1	60人	7:00~19:00	○	○ 部屋あり
	社会福祉法人 若葉福祉会	636-6303		7:00~17:00	午前のみ	
13	プメハナ リコエルアこども園	兵太夫505-11	72人	7:00~19:00	○	○
	社会福祉法人 若葉福祉会	635-8902		7:00~17:00	午前のみ	
14	ふじの花こども園	与左衛門41-8	94人	7:00~19:00	○	○
	学校法人 大雄学園	635-2192		7:30~17:00	指定日有	
15	保育所型認定こども園 たちばな保育園	上当間443-3	100人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 青山会	644-2522		7:00~17:00		

■認定こども園（1号）

令和8年度入園申し込みは、令和7年9月9日（火）から受け付けます。各施設に備え付けの入園願書（8月18日（月）から配布）に必要項目を記入し、直接各こども園・幼稚園に提出してください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

	園名	施設所在地 電話番号	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業 時期の預かり保育時間
1	青島こども園	小石川町4-1-3 641-0705	105人	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
2	広幡こども園	鬼島393 641-2389	156人	8:30~14:00	7:00~8:30・ 14:00~19:00	7:00~19:00
3	認定こども園 藤枝橋幼稚園	北方1130-13 638-0753	11人	9:00~14:00	7:30~9:00・ 14:00~17:00	7:30~17:00
4	駿河台こども園	駿河台2-13-2 645-0881	60人	9:00~14:00	7:30~9:00・ 14:00~18:00	7:30~18:00
5	こばとこども園	瀬戸新屋70 641-1252	75人	9:00~14:00	7:30~9:00・ 14:00~18:00	7:30~18:00
6	大洲こども園	大洲2-27-13 635-1591	117人	8:30~14:00	7:00~8:30・ 14:00~18:00	7:00~18:00
7	いなばこども園	堀之内520-3 641-2902	45人	9:00~14:00	7:00~8:30 14:00~18:00	8:30~18:00
8	せとやこども園	本郷225 639-0057	15人	8:30~14:00	7:00~8:30・ 14:00~19:00	7:00~19:00
9	志太こども園	志太2-10-30 644-7705	81人	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
10	葉梨こども園	下之郷1713-6 638-0238	96人	8:30~14:00	7:30~8:30・ 14:00~18:00	7:30~18:00
11	高洲こども園	高柳2-6-1 635-0513	150人	8:00~14:00	7:30~8:00 14:00~18:30	7:30~18:30

■私立幼稚園

	幼稚園名	所在地 電話番号	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業 時期の預かり保育時間
1	平島幼稚園	平島602-99 643-2300	54人	9:00~14:30	14:30~17:00	8:30~17:00
2	西益津幼稚園	郡1009 641-0164	80人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
3	藤岡幼稚園	藤岡2丁目7-1 641-6433	65人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
4	藤枝東幼稚園	若王子3丁目4-34 641-0879	90人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
5	藤枝西幼稚園※	茶町1丁目1-33 641-0891	35人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
6	藤枝音羽幼稚園	音羽町3丁目10-6 643-1118	50人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
7	藤枝聖母幼稚園	茶町1丁目2-51 641-9522	60人	9:00~14:30	7:30~9:00・ 14:30~18:00	7:30~18:00
8	藤枝順心高等学校 附属幼稚園	前島2丁目3-2 635-0450	420人	8:00~14:00	7:30~8:00・ 14:00~19:00	7:30~19:00
9	高洲南幼稚園	高洲54-4 635-5031	90人	8:00~14:00	7:15~8:00 14:00~18:30	7:15~18:30
10	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1 667-0261	90人	9:00~14:00	7:30~9:00・ 14:00~18:00	7:30~18:00

※藤枝西幼稚園は、令和8年度末に閉園する予定ですがご希望があれば入園は可能です。詳しくは、藤枝西幼稚園へお問い合わせください。

■幼稚園・こども園1号の無償化について



◎ 満3歳を含めて3歳から5歳までのすべてのこどもたちの利用が無償化されます。

保育料の支払いが不要となります。

幼稚園は月額25,700円まで無償となります。

※実費負担分（通園送迎費・食材料費・行事費等）などは対象となりません。

◎ 「保育の必要性」がある場合には、預かり保育の利用も無償化されます。

保育の必要性については藤枝市の認定が必要です。2ページをご参照ください。

認定は、園を通して市で行います。

預かり保育の利用日数×450円を上限として、3歳から5歳までは月額11,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は16,300円まで無償となります。

利用者は、これまでと同様に幼稚園等に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を市からお返しします（償還時期は年2回です。申請方法は園を通してお知らせします）。

◎ 年収360万円未満相当（市町村民税所得割額77,101円未満）世帯と小学校3年生のこどもから数えて第3子以降については、副食費の助成が受けられます。※主食分については、引き続き利用者の負担となります。

施設の種類と特徴



地域型保育所

（小規模保育所A型・C型・家庭的保育所・事業所内保育所）

3歳未満児を対象に、少人数のお子さんを家庭的な雰囲気ですっきりとした保育を行います。少人数のため、ご家庭とコミュニケーションを密にとりながら、低年齢のお子さんを一人ひとりの状態に配慮したきめ細かい対応ができ、お子さんにとっても親しみやすく安心感が得られる保育環境が特長です。

保育所

就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

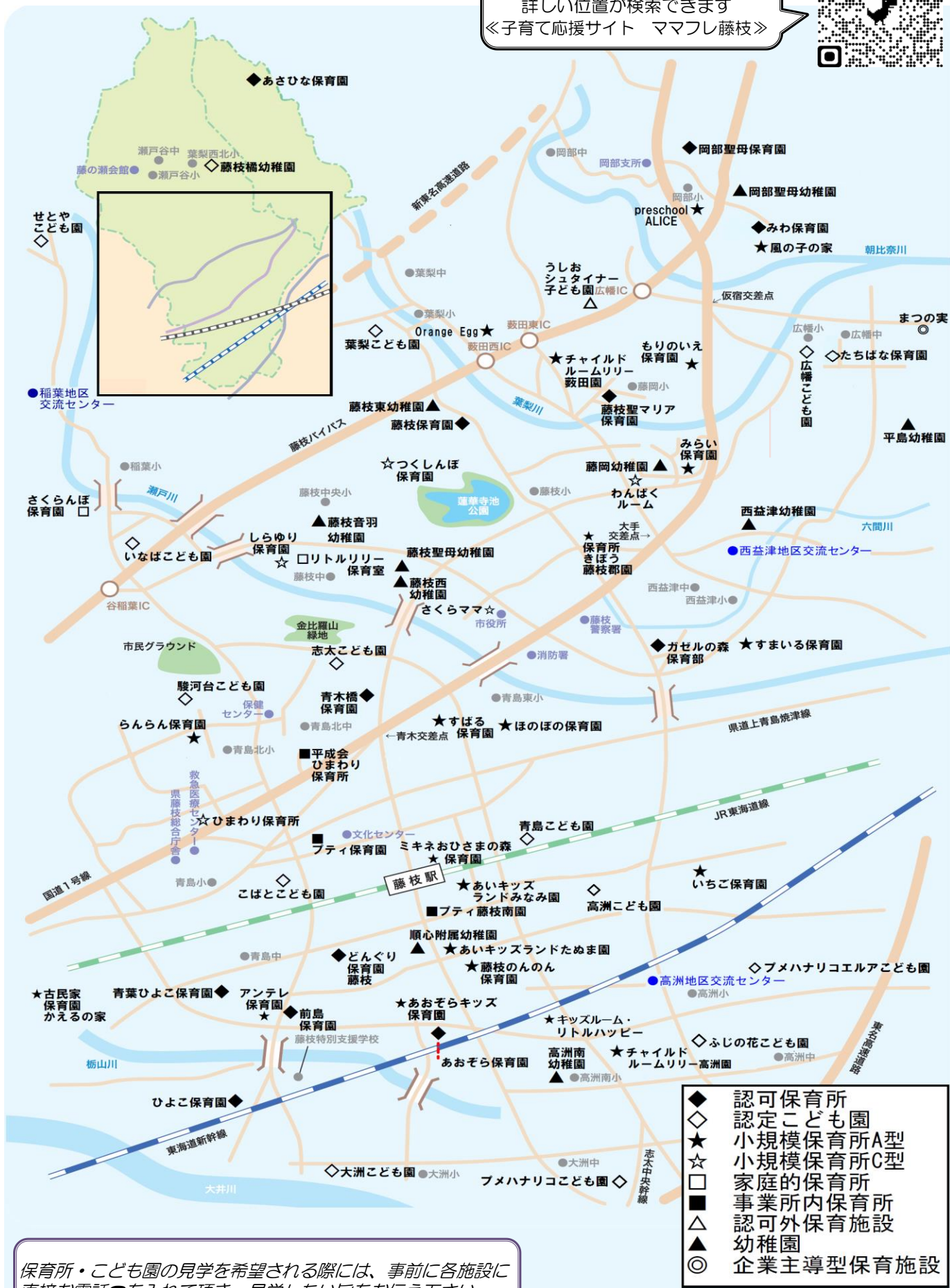
幼稚園

3歳から小学校就学前までの幼児が教育を受ける学校施設です。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

このQRコードから保育施設の
詳しい位置が検索できます
《子育て応援サイト ママフレ藤枝》



保育所・こども園の見学を希望される際には、事前に各施設に
直接お電話☎を入れて頂き、見学したい旨をお伝え下さい。

よくある質問と回答 (Q&A)

申し込みに関すること

Q1. 申し込みをすれば必ず入園できますか？ 保育施設の入園は先着順で決定しますか？

A. 必ず入園できるとは限りません。入園希望者が受入枠を超過した場合は、提出いただいた書類をもとに選考となりますのでご了承の上でお申し込みください。
また、受付期間内であれば入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

Q2. 入園選考上、第1希望としている申し込み者が優先ですか？

A. 第1希望の人や、1つの保育施設のみを希望している人が優先ということはありません。
児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされるお子さまから、審査にかかる希望順位が最も高い保育施設への入所が決定します。

Q3. 希望園を1園のみで申し込みをして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことは可能ですか？

A. 保留通知後に希望園を増やすことは可能ですが、追加した希望園は、既に空き枠がないことも考えられます。そのため、最初の申し込み段階で園見学をして、希望園をできるだけ多く（ただし通える範囲内で）記載することを強くお勧めします。

Q4. 空き状況を教えてください。

A. 一次申請の場合は、9月上旬から窓口にて目安の受け入れ枠を提示し、電話でも空き状況をお伝えできる予定です。二次及び三次申請の場合は、窓口や電話にてお問い合わせいただければ、それぞれ前回の選考後の状況を踏まえて審査にかかる園をお伝えします。（三次申請は随時となりますので、入所希望月の2か月前中旬頃に空き状況がわかります。）同じように希望される方もいるため、空きのある園に必ずしも入園できるとは限らないことをあらかじめご了承ください。

Q5. 見学必須園は見学してからでないと申し込みできませんか？

A. 見学をしていなくても申し込み（希望）は可能ですが、希望する園はお子さまが毎日通うこととなりますので、見学必須の有無に関わらず、事前に見学してから申し込むことを強くお勧めします。
園によって、保育方針や諸経費等が異なりますので、内定してから「思ったよりお金がかかる」「遠くて送迎が大変そうだった」等の理由でキャンセルしないよう、事前に情報収集をしてください。

Q6. 育休中でも申し込みはできますか？

A. 入園希望月が育休復帰予定月、またはその前月である場合のみ申し込み可能です。ただし、下のお子さまの育休中に、上のお子さまだけの申し込みはできません。（※産前産後要件を除く）
入園後、入園当月又はその翌月中に職場復帰していただく必要がありますので、慣らし保育期間のことも考慮し、事前に職場と調整をしておいてください。

Q7. 求職中でも申し込みはできますか？

A. 申し込みは可能ですが、就労している方が優先されますので、ご了承のうえお申し込みください。
また、求職中として入園した場合、原則3か月以内に就労証明書のご提出がないときは退園となりますので、ご了承ください。

Q8. 単身赴任等により両親が別居していますが、申し込みには保護者2人分の書類が必要ですか？ また、保育料算定の際、2人分の税額が対象となりますか？

A. 保育を必要とする理由を証明する書類はそれぞれ必要です。（5ページ参照）
また、保育料算定も保護者2人分の税額が対象となります。

Q9. 利用申込書や世帯状況等調査票の入所希望児童や家族の状況はいつ時点のものですか？

A. 年齢のみ令和8年4月1日時点、住所は申込時点（現住所）、その他は入所希望月時点の状況です（申し込み時に分かる範囲で結構です）。

Q10. 申し込み後に仕事や家庭の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

A. 就職・退職・転居・妊娠・結婚・離婚等、申し込み時点の状況から変更が生じた場合は、速やかにこども課までお申し出ください。書類の再提出が必要となる場合があります。
また、入園した後も状況に変更が生じた場合は、園を通して同様にお手続きください。

結果及び入園後に関すること

Q11. 選考結果はどのように連絡がありますか？

A. 1次選考の結果は、令和8年1月下旬頃にこども課又は、こども園から通知を発送する予定です。
2次選考の結果は、入所できる場合のみ令和8年2月4日～13日頃にこども課から電話連絡をします。
3次選考の結果は、入所できる場合のみ入所月の前月の初旬頃に入所できる保育施設から電話連絡をします。（3ページ参照）

Q12. 内定後、キャンセルや入園時期等の変更はできますか？

A. 引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けできません。
保育施設では、保育士数・施設条件等から1年を通じた児童の受入れを計画・調整・決定しているため、認められません。変更する場合は内定取消し・再選考となります。
入園時期や希望園をしっかりと決めたくてお申し込みください。

Q13. 産前産後のため入園した後、引き続き在園することはできますか？

A. 入園は期間限定の取扱いとなるため、期間終了後は原則退園していただきます。
産前産後期間終了後、別の「保育を必要とする理由（2ページ参照）」に該当し、かつ産まれた下のお子さまも保育施設等へ入所する場合は、継続が可能です。ただし、ご希望園の空き状況によっては、継続ができない場合もありますのでご了承ください。

Q14. 第2・3希望園に入園後、第1希望園に転園申し込みできますか？

A. 保育施設入所後は、原則大幅な市内転居・転職等による勤務先の変更があった場合のみ転園申請することができます。その場合は、「年度途中転園希望申請書」記載の留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。転園希望先は、空き枠が既にないことも考えられます。
（8ページ参照）

Q15. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育を必要とする理由がなくなり退園となります。ただし、その後すぐに求職活動をする場合は保育を必要とする要件を変更し、保育施設を継続していただける形になります。その際は、求職中としての認定期間が切れる3か月以内に、新しい就職先の就労証明書のご提出が必要です。

Q16. 入園が保留となっていましたがいかがですか、こどもの保育ができない等事情がある場合どうしたらいいですか？

A. 2ページにも記載がありますように、保育園は入園可能定員が決まっており、入園希望者の中から選考せざるを得ない状況である事をご了承ください。

保留となった場合、下記のように対応されている世帯が多いようです。

◇他に通園可能な希望園を追加する。

◇児童を認可外保育施設、企業主導型保育所等に預けて就労を始める。（22ページ参照）

◇保育施設の一時預かりを利用する。（12～15、22ページ参照）

◇児童を近親者に預けて就労を始める。

◇職場の理解が得られる等状況的に可能であれば、職場に同伴する。

または職場に託児所のある場合は利用する。

◇3歳以上であれば幼稚園に入園し、幼稚園の預かり保育を利用し就労する。

◇育児休業を延長する等、引き続き保護者が家庭保育を行う。

転入出及び広域入所

（市外からの申請、市外の園への申請）に関すること（9ページにも記載あり）

Q17. 現在は他市在住ですが、藤枝市の園に申し込みをしたい場合はどうしたらいいですか？

A. ◇現在、焼津市・島田市に住民票があり、令和7年度末（令和8年3月31日）までに藤枝市への転入及び住所が確定している場合（一次申請のみ）⇒ 藤枝市こども課にてお申し込みください。

◇上記以外の場合 ⇒ お住まいの市区町村の保育窓口を通してお申し込みください。

※転入予定の方は、藤枝市の様式の「転入確約書」もあわせてご提出ください。

※入園希望前月までに転入しない場合、転入時期・住所が未確定の場合、転入予定がない場合については、藤枝市民の選考が優先となりますので、ご承知おきください。

※内定後、転入が遅れる場合や、転入しなくなる場合は**内定取消し・再選考**となります。

Q18. 藤枝市在住ですが、市外の保育園に申し込みができますか？

A. 申し込みは可能ですが、その市区町村の住民の選考が優先となりますのであらかじめご了承ください。事前に利用希望先の市区町村の保育窓口にお問い合わせのうえ、提出方法及び期限等を確認し、藤枝市こども課へ余裕を持ってお早めにご提出ください。

その他

Q19. 育休延長をしなければならない場合も、保育園の申し込みが必要になりますか？

A. 育休期間が終了する前に育休延長の手続きをする必要がありますが、その際復帰予定月に保育所等への入所保留の通知が必要な場合があります。保育園の申し込みをし、入所できなかった場合に発行ができるため、必ず入所希望月（復帰予定月）の申請締切日までに保育園の申し込みをしてください。なお、審査の結果、入所が決定した場合のキャンセルはできませんのでご了承ください。

Q20. 保育料は誰が決めてどこに支払うのですか？

A. 保育料（11ページ参照）は市が決定して、保護者へ通知します。認可保育所は、口座振替で市へ支払うことになります。小規模保育所・こども園は、園へ直接支払うことになりますので入園決定後、支払方法については各施設へお問い合わせください。（10ページ参照）

Q21. 母子（父子）世帯の保育料は無償ですか？

A. 必ずしも無償になる訳ではありません。保護者の収入が120万円未満の場合、同居祖父母の市民税額を参考に保育料が算定されることがあります。

なお、事実婚の関係にある同居人がいる場合は、保護者の収入に関係なく、合算して保育料が算定されます。

一時預かりについて

保護者の就労や通院・出産などの事由で一時的にお子さんを預けたい場合に、保育所・こども園等で一時預かりを実施しています。

申請方法・利用料金・利用時間等は、各園によって異なります。

一時預かりを利用したい場合は、直接希望される保育施設にお問い合わせください。

※事前に申請・予約が必要な園もある為、お早めにご相談ください。

※実施している保育施設については、12～15ページの【一時預かり】に〇がついている園又は市のホームページを参考にしてください。

その他の保育施設

■市内 企業主導型保育施設

国の基準を満たした保育施設です。従業員のこどもだけでなく、地域のこどもも利用できます。

お問い合わせ、お申し込みは、直接施設へお願いします。

企業主導型保育施設名	施設所在地	電話番号	定員	保育年齢	一時預かり	障害児受入
まつの実	下当間647-2	631-5621	17人	0歳～2歳	○	

■市内 認可外保育施設

県または市の認可を受けない保育施設です。お問い合わせ、お申し込みは、直接各施設へお願いします。

無償化の対象となるには認定が必要ですのでこども課へお問い合わせください。

認可外保育施設名	所在地	電話番号	定員	保育年齢	一時預かり	障害児受入
うしおみけ-子ども園	潮495-1	080-3640-1894 090-9901-4639	10人	2歳～6歳	×	○

病児保育（予約制）

こどもの急な発熱などで在籍する保育施設での集団保育が困難となり、かつ保護者の就労等の理由から保護者による看護ができない時に、専用の保育室で一時的にこどもを預かります。

	藤枝市シルバー人材センター託児室 キッズルーム・リトルハッピー	小石川町クリニック病児保育室
利用対象	市内に住んでいるか、市内の保育施設・幼稚園などに在籍している子で、保護者の就労などの理由で、家庭で保育や看護をすることが困難である生後6か月から小学校就学前のこども。	
利用日	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・12月29日～1月4日除く)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 (小石川町クリニックの休診日は休み)
利用料	1日：2,000円 半日：1,000円 (現金で直接、施設に支払い)	1日：2,000円 4時間未満の場合：1,000円 (別途当日診察料がかかります)
利用方法	①原則前日の開所時間(午前9時～午後5時)までに 電話で施設に利用状況を確認し、予約する ②医師の診断を受け、利用可能であることの証明 (病児保育事業連絡票)をもらう ③利用時に申込書に証明書を添えて施設に提出する	①原則、前日までにクリニックに電話をかけ予約する (平日午後6時まで、土曜正午まで、日曜祝日休診) ②利用当日、クリニックでの診察を受け、利用可能であることの証明をもらう ③午前8時30分以降に、申込書・証明書を 持参し、入室する
問い合わせ	藤枝市シルバー人材センター託児室：054-641-5565 キッズルーム・リトルハッピー：054-634-0555	054-644-8800
持ち物	詳細については、ホームページ等でご確認ください (参考) 着替え一式・タオル・オムツ・ビニール袋 必要時：ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等	

※病中であっても重篤な基礎疾患がある場合や特定の感染症を発症している場合は利用できません。

※病児保育の利用申込書や病児保育事業連絡票は、市ホームページからダウンロードできます。

※予約後のキャンセルは、判明した段階でお早めに施設に連絡してください。

※当日の利用も可能な場合もございます。各施設へお問い合わせください。

～ ご案内 ～



『藤の里ファミリー・サポート・センター』

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助をしたい人(提供会員)と子育ての援助を受けたい人(依頼会員)の子育て相互援助活動です。

【利用対象】藤枝市在住で概ね4か月から小学生までのこどもを子育て中の方

【利用料】平日7:00～19:00は1時間につき600円、早朝・夜間・土日祝日は割増料金となります。

※援助活動における交通費は別途料金をいただきます。

【利用方法】会員登録後、サポートが必要なときは依頼日の一週間前までにファミリー・サポート・センターへお電話ください。

※サポート内容によっては、提供会員をご紹介できないことがあります。

【持ち物】ご飯・おやつ・ミルク・オムツ・チャイルドシート・ジュニアシート等、保育に必要なものは依頼会員がご用意ください。(依頼会員が持参されない場合は実費をいただきます)

利用等の詳細は、直接藤の里ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください
〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1 (藤枝市役所こども課内)
藤の里ファミリー・サポート・センター TEL: 643-6611

『一時預かり(予約制)』

【利用対象】生後6ヶ月から就学前のこども

【利用日】月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12月29日～1月4日除く)

【場所】藤枝市シルバー人材センター内託児室

【利用料】1時間まで:1,100円 2時間まで:2,200円 2時間超え:1,034円、別途事務費(最低550円)

【利用方法】予約制のため事前に藤枝市シルバー人材センターへ電話連絡

(緊急の場合要相談) TEL: 641-5565 住所: 藤枝5-3-20

【持ち物】着替え一式・タオル・オムツ必要時: ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等持参

子育て応援サイト **「ママフレ藤枝」** をご活用ください!

子育てに関する行政サービスや子育てに役立つ情報が満載の子育て応援サイト「ママフレ藤枝」を、ぜひご覧ください。
スマートフォンアプリでは、子育て中の皆さんが必要な情報を、アプリならではの機能を活用してお届けします。

【ママフレ藤枝HP】



～アプリならではの便利な機能～

■電子母子健康手帳	■プッシュ通知
こどもの成長を、日記としてカレンダー形式で記録。健診や予防接種の予定も登録できます。	イベント情報などが公開・更新されるとメッセージがスマートフォンに届きます。
■予防接種ノート	■施設マップ
予防接種の接種記録や予定を記録。プッシュ通知で接種予定をお知らせします。	市内の教育・保育施設や授乳・おむつ替えスペースのある「あかちゃん駅」などを検索できます。

父親の育児参加を応援 **「ふじえだ子育てマイレージ」**

夫婦で子育てを楽しみながら、お得な特典をゲットしませんか。

■ふじえだ子育てマイレージのしくみ

- ①ママフレ藤枝にログイン
- ②今日のチャレンジを選ぶ(チャレンジは1日1つ)
- ③チャレンジを達成したら家族に確認してもらう
- ④子育てチャレンジをクリアしてマイレージポイントをゲット
- ⑤100ポイント貯まるとマイレージカードを発行。協賛店でお得な優待が受けられます。

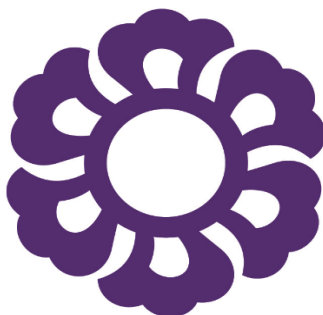
チャレンジ方法や協賛店の一覧など、詳しくはママフレ藤枝または市HPをご覧ください。

「藤枝市こども基本条例」・「藤枝市こども計画」について

本市では、令和6年4月に「藤枝市こども基本条例」を施行し、令和7年3月に、「藤枝市こども計画」を策定しました。

この計画は、すべてのこども・若者が、夢と希望を抱きながら幸せに過ごすことができる「こどもにやさしいまち」を実現するために、結婚から妊娠、こどもの誕生から青年期、子育て期まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない具体的な各施策をまとめたものです。

こどもたちが安全かつ安心して健やかに育ち、こどもにやさしいまちの実現を目指してまいります。



藤枝市
Fujieda City

■問い合わせ先
〒426-8722
藤枝市岡出山1丁目11-1
藤枝市役所 こども課 保育推進係
Tel：054-643-3325（直通）

